

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の

日本における実施状況に関する日本弁護士連合会の報告

1 9 9 3 年 1 2 月
日 本 弁 護 士 連 合 会

d また結婚のあり方は、多分に私生活に属するものである。夫婦の氏を同氏とするか別氏とするかも、かような結婚のあり方に深く関わることである。従って、国家が法律をもって同氏を強制することは、私生活に対する恣意的干渉にあたる。

④ よって、同氏の強制は本条約第16条1項(g)に反するので、これを同氏・別氏選択制に改めるべきである。

5 女子差別撤廃条約の一般的勧告第12及び第19に関する従軍慰安婦問題

① 一般的勧告第12は「女性に対する暴力」に関し、第19は「性にもとづく暴力」に関し、締約国にあらゆる種類の暴力から女性を保護することを求め、そのための現行法制、そのような行為を根絶するための措置、犠牲者のための援助サービス、それに関する統計データをレポートに記載するよう要請している。

② 日弁連は1993年5月国際人権（自由権）規約委員会に対する国際人権（自由権）規約の日本における実施状況に関する日本弁護士連合会の報告Ⅴ戦後補償に関連する外国人に対する差別的取扱において、性的奴隷の問題として日本帝国軍の人権侵害の事実として従軍慰安婦問題を報告し、同年10月「国際人権（自由権）規約委員会において採り上げてほしい質問事項」の文書にも従軍慰安婦問題をとりあげている。よってここに右報告ないし質問事項を以下のとおり引用し、日本政府が未だに解決しようとしなない女性に対する暴力の問題として報告する。

「性的奴隷とされた従軍慰安婦（約20万名として朝鮮女性・子どもと推定される）・強制連行された奴隷的労働の被害者（主として約600万名の朝鮮人男女）など日本帝国軍・政府によって戦争目的のために重大な人権侵害を被った被害者個人の被害について、責任者の処罰及び被害者に対する補償をすべきだ」との主張が国連においてなされた。そのため、1993年8月25日には、国連人権小委員会において「戦時奴隷制に関する特別報告者」を任命する決議がなされ、これらの問題を含め、国連によって戦時奴隷制研究がなされることとなった。これらの戦争被害者に対する加害行為は、人道行為に対する罪、奴隷からの自由の侵害、強制労働条約違反、醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する3国際条約違反に当たる国際犯罪である疑い

が濃厚である。しかるに、日本政府・司法当局は、責任者について全く捜査せず、一人の加害者も処罰したことがない。被害者は一人も補償を受けていない。

ところが、旧日本帝国軍側にあって被害を被った日本軍兵士などの「戦争被害者」個人については、これまでに約33兆円（3000億ドル）にも上る巨額の補償（毎年1.7兆円ずつ増加している）がなされた。最も補償が必要であるはずの従軍慰安婦・強制連行被害者などの「戦争被害者」個人に対して補償が全くなされていないのは、国際人権（自由権）規約第26条に違反する不合理な差別である。

『従軍慰安婦問題についての事実の概要』

かつて日本帝国軍は、占領したアジア・太平洋地域において、住民虐殺、性的奴隷化・虐待、強制連行、強制労働、財産の収奪、文化の抹殺等戦時重大人権侵害を発生せしめた。

日本政府は、1992年7月、「朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について」の発表をして従軍慰安婦について日本軍が深く関与したことを認め、さらに1993年8月従軍慰安婦への性強制を認めた。1993年6月、世界人権会議ウィーン宣言及び行動計画も「戦時における性的奴隷制など、女性に対する人権侵害は、特に実効的対応を必要とする」としているし、差別防止少数者保護小委員会は、1993年8月、特別報告者を任命して、性的奴隷制などの問題について研究を開始しようとしている。

しかし、日本政府は、現在まで何の対策も講じようとはしていない。